

ふくやま実験クエスト
(福山市課題解決実証実験推進事業)
応募要領

1 事業の目的

本市が指定する課題（3 補助対象事業参照）の解決に資する、企業等による先端技術やデジタル技術を活用したソリューションの実証実験等を支援することで、「新たな技術やサービスを活用する企業や研究機関等のチャレンジを促し」、「課題を解決」することを目的とする。

※本事業におけるソリューション、実証実験等の定義については、福山市課題解決実証実験推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条を参照

2 補助対象者

- ・株式会社など法人格を有する者
- ・3に示す課題の解決に資するソリューションを有し、実証実験等を実施できる者

※その他要件については、要綱第3条を参照

3 補助対象事業

次に示す課題の解決に資する実証実験等であること（詳細は、別紙「課題内容」を参照）

※次の各課題内の一部のみの解決寄与でも提案可能

No.	課題名
1	鳥獣に関する問い合わせ対応と効果的な有害鳥獣対策
2	天然記念物の状況把握・分析の効率化
3	障がい福祉事業所の空き状況の迅速な把握とマッチング支援
4	いつでも誰もが楽しく通える高齢者の居場所づくり

4 補助対象経費

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 施設、機器等の使用料及び賃借料
- (4) 消耗品費
- (5) 機器運搬費
- (6) 安全対策費
- (7) 委託・外注費
- (8) その他、本市が必要と認める諸経費

※消費税及び地方消費税を除く。

※補助対象期間は、補助金交付決定の日から2025年（令和7年）2月28日（金）まで

※補助対象期間内において、補助事業の実施に直接必要かつ支出した金額を証拠書類（領収書等）によって確認できるものに限る。

※汎用性が高く、補助事業の実施に直接必要かどうか判別が不明確なものは補助対象経費にならない。

※人件費は対象外

5 補助率、補助限度額、予定採択件数

- (1) 補助率：補助対象経費の3分の2

- (2) 補助限度額：200万円

- (3) 予定採択件数：全課題に対して2件程度を想定

※市の予算400万円の範囲内での補助であり、交付決定額が申請額を下回る可能性がある。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

6 その他支援内容

採択事業者の決定後に、本市と採択事業者の協議により詳細を決定するものとする。

- (1) 広報：本市の広報紙やホームページ、SNS等を活用したPR
- (2) 必要な場所、機会及び情報の提供：公共施設等の場所、公共イベント等の機会及び本市が保有するデータ等の提供
- (3) 地域や関係団体等との調整：地域や関係団体等のステークホルダーとの調整
- (4) 行政手続の支援：警察、国、県及び市等に必要な行政手続の支援
- (5) その他：本市が必要と認めるもの（支援が可能なものに限る。）

7 応募手続等

(1) 担当課

福山市企画財政局企画政策部デジタル化推進課

住 所：〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎4階）

電 話：084-928-1254（直通）

FAX：084-920-1188

メールアドレス：digital@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 全体の流れ

- ①（補助希望事業者）本事業への応募
- ②（補助希望事業者）プレゼンテーション（オンライン）
- ③（市）採択、不採択の決定と通知
＜以下、採択の場合＞
- ④（採択事業者と市）実証実験等の内容に関する協議（市の支援内容等）
＜④の協議にて合意の場合＞
- ⑤（採択事業者）補助金交付申請書の提出
- ⑥（採択事業者）補助事業の実施（必要に応じて本市関係部署との協議）
- ⑦（採択事業者）実績報告書の提出
- ⑧（市）補助金の支払

(3) 全体スケジュール

事業募集開始	2024年（令和6年）4月15日（月）
事業計画書等の受付期間	2024年（令和6年）4月15日（月）から 5月28日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）6月6日（木）（予定）
採択結果の通知	2024年（令和6年）6月13日（木）（予定）
以下、採択事業者のみ	
実施協議	2024年（令和6年）6月中旬～6月下旬
補助金交付申請書の提出	同上
補助金交付決定	同上
実施協議～事業実施～ 状況報告～事業完了	2024年（令和6年）7月上旬から 2025年（令和7年）2月下旬まで（適宜）
実績報告	2025年（令和7年）2月28日（金）まで
実績報告に伴う調査等	実績報告後
補助金額の確定	同上
補助金請求書の提出	補助金額の確定後
補助金交付	2025年（令和7年）3月末までに交付

(4) 質問・相談

ア 随時

電子メールにより、随時受け付ける。ただし、課題所管部署との調整が必要な場合は、回答に時間を要することがある。メールのタイトルを「質問：ふくやま実験クエスト」とし、(1) 担当課のメールアドレスに送付すること。

イ その他

受け付けた質問・相談内容と回答は、本市ホームページにおいて公開する。ただし、ソリューションのアイデアや技術など、質問・相談者の機密情報に属するものや質問・相談者に不利になるものについては公開しない。

8 事業計画書等の提出

(1) 受付期間

2024年(令和6年)4月15日(月)から同年5月28日(火)午後5時必着

(2) 提出先

7(1) 担当課に同じ

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

※電子メールの送信の際は、PDF化した提出書類を添付し、件名に「【ふくやま実験クエストに係る事業計画】」と記した上で送信をすること。

※電子データの提出に当たっては、本市メール受信環境の仕様上、添付ファイルのサイズ合計が7メガバイトを超える場合にメールを受信できない可能性があるため、複数回に分けてファイルを送信するか、7(1) 担当課の承諾を受けたうえで代替手段にて送付すること。

(4) 提出書類

応募に必要な書類は、次に掲げる書類(以下「事業計画書等」という。)とする。

ア 事業計画書(様式1)

イ 収支予算書(様式2)

ウ 会社・法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)

エ 同意書(様式3)又は申立書(様式4)

○同意書…本市への市税の納税義務がある場合

○申立書…本市への市税の納税義務がない場合

オ 納税証明書

国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3 未納税額がない証明用)

カ 誓約書(様式5)

※アの様式は参考様式であり、アの必須項目が記載されている場合は、任意の様式によることは差し支えない。

※ウ及びオについては、提出の日から3か月前の日以後に発行されたものとする。

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(5) 提出にあたっての留意事項

本市が修正等を指示した場合を除き、受付期間後の事業計画書等の差替え、変更又は取消しはできない。

9 事業計画書等の評価及び評価基準

8で提出された事業計画書等を基に、福山市課題解決実証実験推進事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行う。

(1) プレゼンテーション(ヒアリング)の実施

ア 日時

2024年(令和6年)6月6日(木)(予定)

イ 所要時間

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・評価委員からの質疑 10分程度

ウ 方法

オンライン：Web会議ツール「Zoom」を予定

※ミーティングIDやパスコードは、後日、事業計画書等の提出者（以下「提出者」という。）に通知する。

エ 注意事項

- ・各提出者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ・プレゼンテーションの参加者は、他の提出者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・プレゼンテーションに参加できるアカウントは、主たる説明者を含め、3アカウントまでとする。
- ・プレゼンテーションと質疑は、録画又は録音する。録画又は録音した内容は、採択事業の決定及び記録の作成のために使用するものとし、提出者に無断で他の用途に使用しない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価の対象としない。
- ・質疑において評価委員が求めた場合を除き、事業計画書等に記載のない事項を新たに提案することは認めない。

(2) 評価基準・評価項目

別紙「評価基準」のとおり

(3) 採択事業の決定

評価委員会における評価や意見を参考に、市長が採択事業者を決定する。

(4) 採択結果の通知

2024年（令和6年）6月13日（木）（予定）までに審査を行い、提出者全員に採択結果を通知する。

また、採択結果については、福山市ホームページに掲載し、公表することとする。

10 採択結果の通知後の手続き

実施協議や補助金交付申請書の提出等、採択結果の通知後の手続等については、後日、採択事業者に通知する。

※実施協議が不調に終わった場合など、実証実験等の実施が困難と認められるときは、採択結果の通知後であっても採択を取り消すことがある。

11 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 事業計画書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 事業計画書等に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーション及び質疑の際に虚偽の説明があった場合
- (4) 評価の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) この要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

12 その他の留意事項

- (1) 事業計画書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用等は、全て提出者の負担とする。
- (2) 提出された事業計画書等は返却しない。
- (3) 提出された事業計画書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国

の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

- (5) 提出された事業計画書等は、採択事業の決定以外に提出者に無断で他の用途に使用しないが、評価及び採択に必要な範囲において複製をすることがある。
- (6) プレゼンテーション以降の日程については、各種調整のため日程が変更になることがある。日程に変更があった場合は、提出者又は採択事業者に、電子メールにより個別に通知する。
- (7) 提出された事業計画書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (8) 事業計画書等の提出後に応募を取り下げる場合は、取下書（様式6）を7（1）担当課に電子メールにより提出すること。
- (9) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (10) 提出者は、事業計画書等の提出をもって、この要領、要綱及び福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）の記載内容に同意したものとする。
- (11) 採択事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (12) 採択事業の実施に要する費用は採択事業者が負担するものとし、要綱の規定に基づき本市が交付を認めた補助金を除き、本市に対して請求することはできない。
- (13) 採択事業の実施に関して事故が発生した場合は、他者の故意又は重大な過失によるものを除き、全て採択事業者の責任において処理し補償すること。
- (14) 採択事業者が採択事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を始めとする個人情報保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (15) 実証実験等の終了後、課題の解決に有効であると認められるものについては、実装（本格導入）を検討するが、実装に当たっては、原則としてプロポーザル方式により事業者を選定する。